

議第31号

三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成31年三島市条例第1号）第2条の3」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月16日提出

三島市長 豊岡 武士